

申請の流れ(令和7年度)

- ・令和7年4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ・年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となります。

※ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。

工事の流れ

(イ)契約締結前

(ロ)売買契約締結

施工業者が工事

工事延長

補助金の手続

①事前着手届

②交付申請
予算上限に達するまで

③交付決定
(市→販売者)

④変更申請
(販売者→市)

⑤変更決定
(市→販売者)

(ハ)完成・引渡

★翌年度に完成・引き渡し

⑧完了報告
(販売者→市)

補助金交付

①基礎工事より後の工程に着工前に事前着手届を提出してください。

②販売者(代理者)は、事前着手届を提出後、60日以内に交付申請書類を提出してください。

③市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

④年度内の完成ができないことが分かった段階で、速やかに市へその旨報告してください。

⑨販売者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

令和7年度対応

⑥新年度になったら改めて交付申請をしてください。

⑥交付申請
(販売者→市)

⑦交付決定
(市→販売者)

令和8年度対応

住宅(物件)毎に手続き

(6)工期の延長により年度をまたいで完成する
建売住宅の場合

※工期が想定よりも延長した結果、当初は年度内に完成する予定だったが、完成・引き渡しは翌年度になった場合